

○財務省告示第四百号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十五年の初日から平成二十五年十一月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年十二月二十七日

財務大臣 麻生 太郎

平成二十五年年度の初日から平成二十五年十一月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 豚肉等

四十四万三千百九十五トン

二 生きている豚及び豚肉等

四十四万三千二百二十三トン